

遺族給付

厚生年金被保険者である人、あるいは厚生年金被保険者だった人が亡くなった場合に、遺された家族の生活を保障するため、遺族厚生年金が支給されることがあります。

→ 遺族厚生年金の受給要件

● 受給できる遺族の範囲

受給の対象となる遺族は、死亡した人に生計を維持されていたA配偶者・子、B父母、C孫、D祖父母となります。遺族の優先順位はABCDの順となります(Aの中では、子のいる配偶者、子、子のいない配偶者の順になります)。

子と孫は18歳年度末を迎えていないこと、あるいは一定の障害状態にある場合は20歳未満であること、配偶者のうちの夫、父母、祖父母は55歳以上であることが条件となり、実際の受給も60歳からとなります(ただし、国民年金制度の遺族基礎年金も受けられる夫については55歳から受給が可能です)。

● 死亡した人の要件

死亡した人が死亡当時、次のABCDのうちいずれかに該当している必要があります。

- A 厚生年金被保険者(在職中)
- B 厚生年金被保険者だった人で、厚生年金被保険者期間中に初診日がある傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡した人
- C 障害厚生年金(障害等級1級、2級)の受給権のある人
- D 老齢厚生年金の受給権者あるいは老齢厚生年金の受給資格期間を満たしていた人(※)

※いずれも受給資格期間が25年(原則)以上ある人に限定

ABCを短期要件、Dを長期要件と言います。

● 保険料納付要件

死亡した人の要件AとBについては、次の(1)あるいは(2)の保険料納付要件を満たしている必要があります。

- (1)死亡日の前日までに死亡日の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち保険料の納付と免除の期間が3分の2以上
- (2)死亡日の前日までに死亡日の前々月までの直近1年間に保険料未納期間がないこと(令和8年3月31日までの時限措置で、死亡当時65歳未満の人に限定)

→ 遺族厚生年金の計算方法

遺族厚生年金は、原則として老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3で計算されます。次のAまたはBいずれか高い額で支給されます。

【A. 本来水準】

- ㊦ 平均標準報酬月額^{※1} (給与の平均月額) × 7.125/1000^{※2} × 平成15年3月以前の厚生年金被保険者月数^{※3}
 - ㊧ 平均標準報酬額^{※1} (給与・賞与の平均月額) × 5.481/1000^{※2} × 平成15年4月以降の厚生年金被保険者月数^{※3}
- (㊦ + ㊧) × 3/4 = 報酬比例部分の額

【B. 従前額保障】

- ㊦ 平均標準報酬月額^{※1} (給与の平均月額) × 7.5/1000^{※2} × 平成15年3月以前の厚生年金被保険者月数^{※3}
 - ㊧ 平均標準報酬額^{※1} (給与・賞与の平均月額) × 5.769/1000^{※2} × 平成15年4月以降の厚生年金被保険者月数^{※3}
- (㊦ + ㊧) × 0.995 (令和4年度従前額改定率^{※4}) × 3/4 = 報酬比例部分の額

※1 再評価率を用いた再評価後の金額です。

※2 長期要件の場合、死亡した人が昭和21年4月1日以前生まれの場合は、それぞれ記載の乗率より高い乗率となり、生年月日により乗率が異なります。

※3 短期要件の場合、㊦と㊧の厚生年金被保険者期間の合計が300月ない場合は300月として計算します。

※4 昭和13年4月1日以前生まれの人は0.997

遺族厚生年金を受給する妻には加算がされる場合があります。

→ 中高齢寡婦加算

国民年金制度からの遺族基礎年金を受給せず、遺族厚生年金を受給する中高齢の妻に加算があります。

● 中高齢寡婦加算の加算要件

40歳以上65歳未満の、遺族厚生年金の受給権のある妻が次の(1)か(2)いずれかに該当した場合に、中高齢寡婦加算が加算されます。

(1)夫が死亡した当時、40歳以上65歳未満である遺族厚生年金の受給権者である妻

(2)国民年金制度の遺族基礎年金の受給権者だった人で、遺族基礎年金失権時に40歳以上65歳未満である妻
遺族厚生年金の支給における亡くなった人の要件が、老齢厚生年金の受給権者あるいは受給資格期間を満了した人の死亡の場合(長期要件)で、死亡した人に厚生年金被保険者期間が原則20年以上ないときは、当該中高齢寡婦加算は加算されません。

● 中高齢寡婦加算の額

年間583,400円(令和4年度)。

→ 経過的寡婦加算

● 経過的寡婦加算の加算要件

65歳以降は、中高齢寡婦加算は加算されません。65歳からは妻自身が老齢基礎年金を受給しながら、遺族厚生年金との併給も可能です。

ただし、この場合、中高齢寡婦加算と比較して、老齢基礎年金の額が大幅に少なくなる可能性もあるため、生年月日に応じて経過的寡婦加算が遺族厚生年金に加算されます。

経過的寡婦加算は65歳以降で初めて遺族厚生年金を受給する妻であっても加算されますが、中高齢寡婦加算の条件(長期要件の場合、死亡した人の厚生年金被保険者期間が原則20年以上)を満たしている必要があります。

なお、昭和31年4月2日以降生まれの人は経過的寡婦加算の対象になりません。

● 経過的寡婦加算の額

生年月日に応じ、年間583,400円～19,495円(令和4年度)

生年月日が早いほど金額が高く、生年月日が後になるほど金額は少なくなります。